

## 寒河江市訓令第2号

寒河江市事務代決及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

寒河江市長 佐藤洋樹

### 寒河江市事務代決及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

寒河江市事務代決及び専決に関する規程（平成8年市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「ともに不在」を「が不在」に改め、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 室長の専決事務について、課長及び室長が不在のときは、室長補佐がその事務を代決する。
- 4 主幹の専決事務について、課長、室長及び主幹が不在のときは、課長補佐がその事務を代決する。ただし、室に置く主幹の専決事務にあつては室長補佐がその事務を代決する。

別表第 1 (4)各課関係中

「

企画 創 成 課	企画調整	1 基本計画に基づく実施計画の企画、立案の指示及び承認 2 振興審議会の開催及び運営	1 行政基本資料の調査及び整備 2 実施計画の企画、立案及び各課との連絡調整 3 振興審議会の事務及び連絡
	広域行政	広域行政基本計画に基づく実施計画の企画、立案の指示及び承認	1 広域行政実施計画の企画、立案及び調整 2 広域行政事務組合との連絡調整 3 各種同盟会等の事務及び連絡
	要望陳情	国、県への重要要望事項の指示	要望事項の集約及び調整
	国際交流		1 国際交流のための資料収集及び調査 2 国際交流施策の実施に関する関係機関、団体等との連絡調整
	広報及び広聴	広報及び広聴の計画の決定	1 広報紙の編集発行 2 広報紙の取材 3 その他の広報及び広聴の実施
	統計	1 基幹統計調査のための申告の命令 2 諸統計調査員に対し説明又は再調査の命令 3 諸統計調査の調査区の指定、告示及び調査員の指定、告示 4 市以外の任命権に属する統計調査員の内申	1 国の統計調査の実施及び提出 2 県の統計調査の実施及び提出 3 任意統計調査の実施
	地域開発	地域開発計画立案及び整備に関すること	1 方針の明らかな地域開発計画の企画、立案 2 方針の明らかな地域開発計画の整備 3 地域開発計画のための資料整備及び調査 4 地域開発計画の整備に関する調整
	土地利用	土地利用個別規制法に基づく土地利用の意見提出	土地利用個別規制法に基づく土地利用の調査及び調整

」を

企 画 戦 略 課	企画調整	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本計画に基づく実施計画の企画、立案の指示及び承認</li> <li>2 振興審議会の開催及び運営</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行政基本資料の調査及び整備</li> <li>2 実施計画の企画、立案及び各課との連絡調整</li> <li>3 振興審議会の事務及び連絡</li> </ol>
	広域行政	広域行政基本計画に基づく実施計画の企画、立案の指示及び承認	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域行政実施計画の企画、立案及び調整</li> <li>2 広域行政事務組合との連絡調整</li> <li>3 各種同盟会等の事務及び連絡</li> </ol>
	要望陳情	国、県への重要要望事項の指示	要望事項の集約及び調整
	国際交流		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際交流のための資料収集及び調査</li> <li>2 国際交流施策の実施に関する関係機関、団体等との連絡調整</li> </ol>
	広報及び広聴	広報及び広聴の計画の決定	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報紙の編集発行</li> <li>2 広報紙の取材</li> <li>3 その他の広報及び広聴の実施</li> </ol>
	統計	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基幹統計調査のための申告の命令</li> <li>2 諸統計調査員に対し説明又は再調査の命令</li> <li>3 諸統計調査の調査区の指定、告示及び調査員の指定、告示</li> <li>4 市以外の任命権に属する統計調査員の内申</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国の統計調査の実施及び提出</li> <li>2 県の統計調査の実施及び提出</li> <li>3 任意統計調査の実施</li> </ol>
み ら い 協 働 課	都市計画		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市計画に係る調査及び資料収集</li> <li>2 都市計画に係る説明会の開催</li> <li>3 路外駐車場設置等の届出の受理</li> </ol>
	地域開発	地域開発計画立案及び整備に関すること。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 方針の明らかな地域開発計画の企画、立案</li> <li>2 方針の明らかな地域開発計画の整備</li> <li>3 地域開発計画のための資料整備及び調査</li> <li>4 地域開発計画の整備に関する調整</li> </ol>
	土地利用	土地利用個別規制法に基づく土地利用の意見提出	土地利用個別規制法に基づく土地利用の調査及び調整

」に、

「

税務課	税の賦課	1 市税に関する審査請求に対する裁決 2 県民税賦課額の報告	1 賦課額の決定及び更正 2 特別徴収義務者の指定 3 市税の調査 4 納税通知書の発行 5 納税管理人申告書の処理 6 各種納税申告書の処理
	固定資産	1 固定資産の価格の決定 2 課税台帳の閲覧	1 固定資産評価の実施 2 固定資産異動の整理

」を

「

税務課	税の賦課	1 市税に関する審査請求に対する裁決 2 県民税賦課額の報告 3 森林環境税賦課額の報告	1 賦課額の決定及び更正 2 特別徴収義務者の指定 3 市税の調査 4 納税通知書の発行 5 納税管理人申告書の処理 6 各種納税申告書の処理
	固定資産	1 固定資産の価格の決定 2 課税台帳の閲覧	1 固定資産評価の実施 2 固定資産異動の整理
	固定資産税情報 の通知		相続税法第58条第2項の通知

」に、

「

市民生活課	人口動態調査		人口動態調査票の作成及び送付
	相続開始原因の報告		相続税法第58条の通知

」を

「

市民生活課	人口動態調査		人口動態調査票の作成及び送付
-------	--------	--	----------------

」に、

建設管理課	土木工事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施計画及び設計書の確認</li> <li>2 竣工の確認</li> <li>3 土木災害応急措置</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施計画及び設計書の確認されたものの事業の実施状況の報告</li> <li>2 起工、完成その他工事実施状況の報告</li> <li>3 建設機械の維持管理及び運行命令</li> <li>4 軽易な直営工事の決定</li> <li>5 土木資材の保管及び管理</li> </ol>
	都市計画		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市計画に係る調査及び資料収集</li> <li>2 都市計画に係る説明会の開催</li> <li>3 路外駐車場設置等の届出の受理</li> </ol>

」を

建設管理課	土木工事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施計画及び設計書の確認</li> <li>2 竣工の確認</li> <li>3 土木災害応急措置</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施計画及び設計書の確認されたものの事業の実施状況の報告</li> <li>2 起工、完成その他工事実施状況の報告</li> <li>3 建設機械の維持管理及び運行命令</li> <li>4 軽易な直営工事の決定</li> <li>5 土木資材の保管及び管理</li> </ol>
-------	------	---	---

」に、

建設管理課	公園・緑地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公園及び緑地の管理方針の策定</li> <li>2 公園の10日以上30日以内の使用及び占有許可</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公園及び緑地の維持管理</li> <li>2 公園の10日未満の使用及び占有許可</li> <li>3 土地等の登記</li> <li>4 事業実施計画及び設計書の確認されたものの事業の実施状況の報告</li> </ol>
-------	-------	--	--

」を

建設管理課	公園・緑地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公園及び緑地の管理方針の策定</li> <li>2 公園の10日以上30日以内の使用及び占有許可</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公園及び緑地の維持管理</li> <li>2 公園の10日未満の使用及び占有許可</li> <li>3 土地等の登記</li> <li>4 事業実施計画及び設計書の確認されたものの事業の実施状況の報告</li> </ol>
-------	-------	--	--

	法定外公共物	用途変更、所管替え	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法定外公共物使用許可及び法定外公共物管理者以外の者の行う工事等の承認</li> <li>2 法定外公共物使用の禁止又は制限並びに法定外公共物使用期間満了後の原状回復指示</li> <li>3 法定外公共物に関する禁止行為の取締</li> <li>4 法定外公共物の境界立会</li> <li>5 通行禁止、制限区間の決定</li> <li>6 法定外公共物管理台帳等の整備</li> <li>7 法定外公共物の調査、測量等のための他人の土地への立入</li> <li>8 法定外公共物の取得処分による登記の嘱託</li> </ol>
--	--------	-----------	---

」に、

「

農 林 課	林業	森林整備計画に基づく実施計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 森林整備計画に基づく事業の実施</li> <li>2 緑化運動の推進</li> <li>3 林道の整備及び管理</li> <li>4 林野の火入れ許可に関すること。</li> </ol>
	法定外公共物	用途変更、所管替え	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法定外公共物使用許可及び法定外公共物管理者以外の者の行う工事等の承認</li> <li>2 法定外公共物使用の禁止又は制限並びに法定外公共物使用期間満了後の原状回復指示</li> <li>3 法定外公共物に関する禁止行為の取締</li> <li>4 法定外公共物の境界立会</li> <li>5 通行禁止、制限区間の決定</li> <li>6 法定外公共物管理台帳等の整備</li> <li>7 法定外公共物の調査、測量等のための他人の土地への立入</li> <li>8 法定外公共物の取得処分による登記の嘱託</li> </ol>

」を

「

農 林 課	林業	森林整備計画に基づく実施計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 森林整備計画に基づく事業の実施</li> <li>2 緑化運動の推進</li> <li>3 林道の整備及び管理</li> </ol>
-------------	----	----------------	---

			4 林野の火入れ許可に関すること。
--	--	--	-------------------

」に

改める。

別表第3中10の項を11の項とし、9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項の次に次のように加える。

8 所属職員の時間外、休日及び夜間勤務命令

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(寒河江市文書取扱規程の一部改正)

2 寒河江市文書取扱規程(昭和38年市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表1中

「企画創成課……………企」を

「企画戦略課……………企

みらい協働課……………み」に改める。

(寒河江市工事等指名競争入札参加者審査会規程の一部改正)

3 寒河江市工事等指名競争入札参加者審査会規程(昭和60年市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「企画創成課長」を「企画戦略課長」に改める。

(寒河江市公印規程の一部改正)

4 寒河江市公印規程(平成11年市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

寒河江市	角印	方 8	かい書	国民健康 保険証変 更等確認 用	1	福祉国 保課長
寒河江市 福祉事務 所の印	角印	方 2 4	かい書	福祉事務 所名をも って発す る文書	1	福祉事 務所長

」を

「

寒河江市	角印	方 8	かい書	国民健康 保険証変 更等確認 用	3	市民生 活課 長、福 祉国保 課長、 健康増 進課長
寒河江市 福祉事務 所の印	角印	方 2 4	てん書	福祉事務 所名をも って発す る文書	1	福祉事 務所長

」に、



寒河江市 長の印	角印	方 18	てん書	窓口証明 文書 (諸証明 用)	1	市民生 活課長
寒河江市 長の印	角印	方 18	てん書	窓口証明 文書 (自動認 証機用)	1	市民生 活課長
寒河江市 長の印	角印	方 7	明朝	個人番号 カード、 住民基本 台帳カー ド、在留 カード及 び特別永 住者証明 書	1	市民生 活課長
寒河江市 長の印	角印	方 18	かい書	税証明等 文書	1	税務課 長
寒河江市 長印	円形	直径 10	かい書	医療証変 更等確認 用	1	福祉国 保課長

」を

寒河江市 長の印	角印	方 18	てん書	窓口証明 文書	1	市民生 活課長
寒河江市 長の印	角印	方 7	かい書	個人番号 カード、 住民基本 台帳カー ド、在留 カード及 び特別永 住者証明 書	1	市民生 活課長
寒河江市 長の印	角印	方 18	れい書	税証明等 文書	1	税務課 長
寒河江市 長印	円形	直径 10	かい書	医療証変 更等確認 用	2	市民生 活課 長、福 祉国保 課長

」に、

「

寒河江市 長職務代 理者の印	角印	方 1 8	れい書	窓口証明 文書	1	市民生 活課長
寒河江市 長職務代 理者の印	角印	方 1 8	てん書	窓口証明 文書 (自動認 証機用)	1	市民生 活課長

」を

「

寒河江市 長職務代 理者の印	角印	方 1 8	れい書	窓口証明 文書	1	市民生 活課長
----------------------	----	----------	-----	------------	---	------------

」に、

「

寒河江市 企画創成 課長印	角印	方 1 8	てん書	企画創成 課長名で 発する文 書	1	企画創 成課長
---------------------	----	----------	-----	---------------------------	---	------------

」を

「

寒河江市 企画戦略 課長印	角印	方 1 8	てん書	企画戦略 課長名で 発する文 書	1	企画戦 略課長
寒河江市 みらい協 働課長印	角印	方 1 8	てん書	みらい協 働課長名 で発する 文書	1	みらい 協働課 長

」に、

「

寒河江市 立なか保 育所長印	角印	方 1 8	かい書	なか保育 所長名で 発する文 書	1	なか保 育所長
----------------------	----	----------	-----	---------------------------	---	------------

」を

「

寒河江市 立なか保 育所長印	角印	方 1 8	てん書	なか保育 所長名で 発する文 書	1	なか保 育所長
----------------------	----	----------	-----	---------------------------	---	------------

」に、

改める。

(寒河江市契約審査委員会規程の一部改正)

5 寒河江市契約審査委員会規程（平成11年市訓令第8号）の一部を次のよ

うに改正する。

第2条第3項第2号中「企画創成課長」を「企画戦略課長」に改める。